



令和 2 年 7 月 1 0 日

南丹市議会議長  
谷尻 宣雄 様

南丹市議会議員 松尾武治



文書質問書

南丹市議会文書質問実施要綱第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり質問します。

記

質問事項	質問の具体的な内容
鳥獣被害防止総合対策事業、被害防止計画の策定について	鳥獣被害防止特別措置法第 4 条で、市町村は鳥獣被害防止計画を策定できるとなっています。 市町村には、上記の法以外に、策定義務が示されていますが根拠を伺います。
鳥獣被害防止総合対策事業、関連文書の公開について	以前の南丹市鳥獣被害防止計画は、web 上で公開されていましたが確認できません。削除されたのか伺います。 併せて他の自治体は web 上で公開していますが公開しない理由を伺います。 鳥獣被害防止特別措置法第 4 条第 9 項 市町村は、被害防止計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならないと定められていますが、この条文と農林商工部の取った措置についての見解を伺います。
鳥獣被害防止総合対策事業、二ホンシカ・イノシシの捕獲許可頭数について	南丹市野生鳥獣被害対策運営協議会条例 第 2 条(2)に南丹市有害鳥獣捕獲許可頭数が示されています。 捕獲許可頭数は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく本市の要綱 第 4 条に鳥獣の捕獲等又は採取等の許可基準が定められています。 許可基準は、要綱に示されている計画の第四 3-3(2)④イに準ずるものとする。と示されています。 要綱からすると市長が許可頭数を示すのは府の計画に基づくものと理解しますが条例が示す許可頭数と京都府の計画の第四 3-3(2)④の関連を伺います。併せて、要綱が示す計画とは何を示すのか伺います。